

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名

指定障害区分

医療機関の名称

医療機関の所在地

辞退年月日

吉田 裕俊

肢体不自由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会川口総合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十五年三月三十一日

白倉 聡

聴覚障害、平衡機能
障害、音声・言語機
能障害、そしやく機
能障害

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町大字小室
七百八十

平成二十八年三月三十一日

畑中 章生

聴覚障害、平衡機能
障害、音声・言語機
能障害、そしやく機
能障害

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町大字小室
七百八十

同

龍治 修

ぼうこう又は直腸機
能障害

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会川口総合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十八年四月三十日

篠澤 一樹

肢体不自由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会川口総合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十八年五月三十一日

井坂 茂夫

じん臓機能障害、ぼ
うこう又は直腸機能
障害

一般社団法人巨樹の会新久喜総合
病院

久喜市上早見四百十八―
一

平成二十八年七月五日